

外務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ <外務省評価委員会>
国際協力機構	理事長	H15. 10. 1~H24. 3. 31 (H16. 1. 1~H24. 3. 31)	1. 1
	理事A (人事部（人材開発）、債権管理部等 担当)	H20. 10. 1~H24. 4. 19 (同上)	1. 0
	理事B (人事部（労務及び 福利厚生）、経済基 盤開発部等担当)	H22. 1. 1~H24. 6. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 1」及び「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

外務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※3)
			(参考) 在任期間	基準業績勘案率 (※1)	評価に表れない個人の貢 献度等を勘案 (※2)	
国際協力機構	理事長	H16. 1. 1～H24. 3. 31	H15. 10. 1～ H24. 3. 31	1. 1	あり (※4)	1. 1
	理事A	H20. 10. 1～H24. 4. 19	同左	1. 0	なし	1. 0
	理事B	H22. 1. 1～H24. 6. 30	同左	1. 0	なし	1. 0

(※1) 「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」(平成17年3月7日外務省独立行政法人評価委員会決定。以下「決定方法」という。)の「2.(1)」に基づき、当該法人の業績と当該役員の担当業務の業績について各年度の業務実績評価に基づき算出する数値(理事長については、法人全体に責任を負うという観点から、法人業績の算定値の倍数に基づき算定)。

(※2) 「基準業績勘案率」を基本としつつ、加算又は減算する率(決定方法「2.(2)」)。

(※3) (※1)及び(※2)の算定結果、並びに「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日独立行政法人評価分科会決定)において「業績勘案率は1.0」を基本としていることを踏まえ、最終決定した数値。

(※4) 個人の貢献度等については、基準業績勘案率に合わせ検討されているものの、1.1に更に上乗せするには至っていない。